

【公募型プロポーザル】質問に対する回答について

（仮称）「道の駅かみのかわ」P F I 事業者選定アドバイザーー業務委託

※企業が特定される恐れのある質問事項については、内容を一部修正のうえ掲載しています。

※類似の質問についてはまとめております。

番号	質問事項	回答内容
1	上三川町入札参加資格者名簿への登録がない企業と共同企業体での参加は可能でしょうか。 ※共同企業体のうち、代表者は登録なし、構成員は登録あり	今般の参加資格要件において、上三川町入札参加資格者名簿への登録は求めておりませんので、参加可能です。
2	参加資格要件において、国、地方公共団体が発注した同種、類似業務の元請けでの受注及び履行完了実績がございますが、（様式第8号）同種業務実績確認書（共通）について、類似業務の実績のみの場合においては、様式第8号の作成は不要になりますでしょうか。	様式第8号においては、実績がない場合においても、その旨を記載し提出してください。
3	審査要領には、同種業務の実績の評価項目がございますが、類似業務の実績は、評価対象外になりますでしょうか。	類似業務の実績は評価対象外となります。
4	13企画提案書等の作成（1）①企画提案書（任意様式）3工程計画について、仕様書18業務スケジュールに示される令和9年3月の契約締結ができれば、実施方針の公表は、基本計画P43のスケジュールに示される時期（令和7年10～12月）でなくても良いでしょうか。	令和9年3月の契約締結までの具体的なスケジュールは受託者の決定後に改めて協議を行い決定するため、実施方針の公表は基本計画スケジュールに示される時期と異なっても構いません。
5	別表、審査基準の各項目の配点をお示しいただけないでしょうか。	各項目の配点については非公表とします。
6	事業所実績の評価では、複数業務実績を有す場合、単一実績に比べて評価はよくなるのでしょうか。（例えば、同種業務が複数あればA評価、一つであればB評価など）	複数の業務実績を有する場合でも、単一実績と同じ評価になります。
7	技術者実績の評価では、例えば仕様書に示される業務主任技術者と照査技術者、担当技術者それぞれの実績が評価されるのでしょうか。一人で複数の同種業務実績を有す場合、単一実績に比べて評価は良くなるのでしょうか。どのような場合にA評価やB評価等となるか例示をお願いします。	技術者実績の評価は、主任技術者の実績のみが評価対象となります。また、複数業務実績を有する場合でも、単一実績と同じ評価となります。
8	第4号、第8号、第9号に記載する業務実績は複数記載してもよいでしょうか。	記載する件数の上限はないため、複数記載していただいても構いません。
9	第9号は、仕様書に示される業務主任技術者、照査技術者、担当技術者など複数の技術者を配置する場合、配置する技術者ごとに作成するということでしょうか。	主任技術者の実績のみ作成していただければ結構です。
10	第4号、第8号、第9号に記載する業務実績は過去何年以内の実績等の制限はございますでしょうか。	過去何年以内といった制限は設けておりません。
11	第4号、第8号、第9号に記載する業務実績について、実績が判断できる書類等の代用可とありますが、契約書の写しをテクリス登録書での代替は可能と考えてよろしいでしょうか。	テクリスの登録内容確認書（完了登録）での代用を可とします。
12	実施要領6業務実績要件につきまして、同種業務として、道の駅整備に係るPFI事業者選定アドバイザーー業務とありますが、道の駅整備に係る導入可能性調査（事業手法検討調査）は該当しますでしょうか。	同種業務については、「道の駅整備に係るPFI事業者選定アドバイザーー業務」を原則としますが、判断が難しい場合は、業務仕様書など業務内容が分かる書類を提出いただいたうえで、同種業務に該当するかどうか、個別に判断するものとします。 （同種業務実績確認書と併せて業務仕様書等を提出ください。）